**特定建設作業実施届出書の提出方法について**

届出書の提出について

|  |  |
| --- | --- |
| 申請様式は？ | 橿原市公式ホームページ（かしはらプラス）を検索　「特定建設作業の届出」をダウンロードして下さい。 |
| 提出先は？ | 橿原市役所本庁舎北館3階の環境政策課が窓口となります。（橿原市八木町1丁目1-18 　℡ 0744-47-3511） |
| 届出書類は？ | 2部必要です。窓口で審査し、内1部は受理印を押印して返却します。添付書類はホッチキス止めをせずに、クリップ止めをして下さい。 |
| 書類の添付書類は？ | 1. 作業場所の位置図（場所がわかる地図）
2. 付近見取図（敷地境界線、機械の配置、防音シート等を明記）
3. 全期間の工事工程表（特定建設作業に該当する工程を赤色で明記）
4. 使用機械がわかるもの（カタログの機械仕様の写し等）
* 騒音と振動の届出を同時に提出する場合は、重複する添付書類は省略しても構いません。
 |
| 届出書の提出期日は？ | 必ず作業開始日の7日前迄に提出を！　但し、届出日は不算入なので実質8日前です。 |
| 届出者とは？ | 届出者は発注者（施主）から直接契約を請け負った受注者（元請業者）の代表者になります。代表者とは社長、支店長、支社長等を指します。従って、下請業者は届出者にはなりえません。 |
| 特定建設作業の実施の期間とは？ | 期間の総日数を指します。長期にわたり工事をする場合は、工期の区切れで、その都度、届出書を提出して下さい。また特定建設作業の種類を変更する場合も同様です。 |
| 工期の延長の場合は？ | 届出書を再提出して下さい。延長開始日の7日前迄に提出して下さい。 |
| 届出が不要の場合は？ | 1日で終了する作業は不要ですが、数日間隔で1日ずつ作業をする場合は届出が必要です。また作業が1日で終了しない場合は届出義務違反となりますので、余裕を持って工期を設定し、事前に届出をして下さい。 |
| 法律の指定地域とは？ | 騒音規制法・振動規制法　共に橿原市全域となります。 |

施工計画の前に

|  |  |
| --- | --- |
| 作業日程を決定する時に | 日曜・休日及び早朝・夜間は行わないこと。また特定建設作業以外の作業についても出来るだけ行わない様にしましょう。* 道路工事等で早朝・夜間、日曜・休日に特定建設作業を行う時は、道路使用に関する許可等の写しを届出書に添付して下さい。
 |
| 仮囲いの設置計画 | 防音シートや防音パネル等を積極的に使用しましょう。 |
| 作業機械の選定と工法 | 騒音・振動のより少ない機械と作業工法を採用する様にしましょう。 |
| 作業場所に入る前に | 騒音・振動の影響が予想される範囲の住人に工事の概要や作業時間について十分な周知をしましょう。近隣へのあいさつを欠かさずにしましょう！ |

作業現場では

|  |  |
| --- | --- |
| 作業途中で著しい騒音・振動が予想される場合 | 著しい騒音振動を発生させる時はその都度、周辺住民に周知・説明をしましょう。常日頃の近隣とのコミュニケーションを大切にしましょう。 |
| 下請人・作業員への指導 | 騒音・振動の対策及び粉じんの飛散の防止対策について指導しましょう。建設機械の操作は丁寧な操作を行うことを指導しましょう。 |
| 現場責任者の心構え | 作業中の騒音・振動及び粉じんの飛散を監視すると共に、万一苦情が発生した場合は誠意をもって対応しましょう。 |
| 搬入車両の運転手には | アイドリングストップを周知徹底しましょう。 |

敷地境界線に於ける騒音・振動の大きさの基準値

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 騒音規制法 | 振動規制法 |
| 騒音又は振動の大きさ | 基準値 | 敷地境界線で**85ﾃﾞｼﾍﾞﾙ**を超えない | 敷地境界線で**75ﾃﾞｼﾍﾞﾙ**を超えない |
| 作業が出来ない時間帯 | ①の区域 | 19:00～7:00 |
| ②の区域 | 22:00～6:00 |
| 1日当たりの作業時間 | ①の区域 | 10時間/日を超えない |
| ②の区域 | 14時間/日を超えない |
| 作業期間 | ①の区域 | 連続6日間を超えない |
| ②の区域 |
| 作業日 |  | 日曜日・休日を除く |

* 災害その他非常の事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道の正常な運行確保、許可が付された道路工事、変電所の変更工事等、特定建設作業を緊急に行う場合などには適用除外が設けられています。

|  |  |
| --- | --- |
| ①の区域 | * ・住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域

・市街化調整区域の全域* 工業地域のうち、下記施設の敷地境界線から80m以内の区域

・学校　　・保育所　　・病院及び患者収容施設付の診療所・図書館　・特別養護老人ホーム　　・幼保連携型認定こども園 |
| ②の区域 | * 工業地域のうち、①の区域以外の区域
 |

|  |  |
| --- | --- |
| ｄＢ | 身近にある音の例 |
| 20 | 木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方１ｍ） |
| 30 | ささやき声、郊外の深夜 |
| 40 | 市街地の深夜、図書館、静かな住宅地の昼 |
| 50 | 静かな事務所、病院、学校 |
| 60 | 静かな自動車、普通の会話 |
| 70 | 騒々しい事務所の中、電話　のベル、騒々しい街頭 |
| 80 | 電車の中 |
| 90 | 騒々しい工場の中大声による独唱 |
| 100 | 電車が通るときのガード下 |
| 110 | 自動車の警笛（前方２ｍ）リベット打ち |
| 120 | 飛行機のエンジン近く |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ｄB | 計測震度 | 震度階級 | 震度の影響　気象庁震度階級（平成８年２月） |
| 55以下 |  | 0 | 人に揺れを感じない。 |
| 55～65 |  | 1 | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。 |
| 65～75 |  | 2 | 屋内にいる人の多くが揺れを感じる。 |
| 75～85 |  | 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。電線が少し揺れる。 |
| 85～95 |  | 4 | 棚にある食器類は音を立てる。電線が大きく揺れる。 |
| 95～105 |  | 5弱 | 耐震性の低い建物が破損する。電柱が揺れるのがわかる。 |
|  | 5強 | 多くの人が、行動に支障を生じる。墓石が倒れる。 |
| 105～110 |  | 6弱 | 立っていることが困難になる。重い家具が移動、転倒する。 |
|  | 6強 | 立っていることができない。耐震性の低い建物が倒壊する。 |
| 110以上 |  | 7 | 自分の意志で行動できない。耐震性の高い建物が倒壊する。 |

0.5

1.5

2.5

3.5

4.5

5.0

5.5

6.0

6.5

振動の目安

騒音の目安

様式第9

**特定建設作業を開始する7日前までに届出を！（但し届出日は不算入です）**

**記入例**

特定建設作業実施届出書

**令和**〇〇年〇〇月〇〇日

**元請代表者が届出**

橿 原 市 長　　殿

**市長宛に届出**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 奈良県橿原市○○町△番地* □建設株式会社
* 代表取締役　橿原太郎
 |  |

電話番号　０７４４－××－××××

　　特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

**振動規制法の場合も同様の記入例です**

**建設工事の契約書の名称等**

|  |  |
| --- | --- |
| 建設工事の名称 | 　◎◎工場改修工事 |
| 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 | 　鉄筋コンクリート造　３階建 |
| 特定建設作業の種類 | さく岩機を使用する作業 |
| 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 | 　油圧ブレーカー（□□製）ＯＵＢ３００**騒音8種類・振動4種類****から選択し、転記します**チッパー（△△製）ＰＣ１２０ |
| 特定建設作業の場所 | 　橿原市○○町×番地 |
| 特定建設作業の実施の期間 | 自　令和○○年××月○○日至　令和○○年××月○○日 | ○○日間 |
| 特定建設作業の開始及び終了の時刻 | 作業開始 | 作業終了 | 作業日 | 実働時間 |
| ８：３０ | １７：００ | 日曜祝日を除く6日間 | ７：３０ |
|  |  |  |  |
| 騒音の防止の方法 | 　防音シートの設置**必ず記入のこと**　低騒音型機械の使用 |
| 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 大阪府大阪市○○町×番地△-□　（株）〇〇屋　　　代表取締役　浪速　花子電話番号　06-789-○×○×**建設工事の発注者（施主）** |
| 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 奈良　二郎　　 電話番号　090-0123-×○×○ |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | **市窓口に届出をする人**橿原市××町○○番地（株）藤原京組　 電話番号0744-22-○△×□**特定建設作業****を行う下請人**　飛鳥　三郎 |
| 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 | 飛鳥　四郎　 電話番号　090-3210-×○×○ |
| ※　　受理年月日 | 　 |
| ※　　審査結果 | 　 |

備考　　1　この届出書は、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

　　　　2　特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。

　　　　3　特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。

　　　　4　特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

　　　　5　※印の欄には、記載しないこと。

　　　　6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。